

事 務 連 絡
平成 28 年 8 月 1 日

請求事務ご担当者様

浦安市健康福祉部障がい福祉課長

浦安市介護給付費等請求事務について

日頃より本市の福祉行政につきまして、ご理解ご協力いただきまして、誠にありがとうございます。浦安市独自助成制度については、下記の取扱いとなりますので、格別のご配慮をよろしくお願い申し上げます。

記

1. 請求期日について

請求書類の提出は、サービス提供翌月の 10 日まで（10 日が土曜日・日曜日の場合は前日まで）に、事業者様より障がい福祉課までご提出ください。

2. 口座登録について

請求にあたっては、「口座登録依頼書」にて口座登録が必要となります。

請求書の「住所」・「電話番号」・「名称」・「職・氏名」は、「口座登録依頼書」と同じ内容でなければお支払ができませんので、ご注意ください。

なお、事業所名・代表者・住所等の変更があった場合は、「口座登録依頼書」にて変更の届け出が必要となります（市ホームページよりダウンロード可）。

3. 助成額（事業者請求額）の説明について

浦安市においては、障害福祉サービスのご利用に関して国基準利用者負担額をさらに助成する制度がこちらの浦安市独自助成の制度です。

* ご利用者様は 18,600 円の以上の負担がありません。

（1 事業者様は 18,600 円以上の請求をなさらないで下さい。2 事業者以上にまたがる場合は、半年に 1 度請求金額を突合し、18,600 円以上にならないように償還払いをしております。）

* 障がい者の場合、浦安市の場合、18 歳以上は世帯を本人のみとしてみますので、配偶者が課税であっても、本人が扶養されているようであれば、本人非課税とみて、浦安市独自助成は 0 円としています。

* 「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」に関する金額が半額になります。

(国基準で負担する金額の半額を浦安市独自助成でご請求ください。

国基準が 4,600 円の方で、4,600 円まで到達すれば、2,300 円を独自助成で請求。国基準が 37,200 円までの方で本来であれば 20,000 円のご負担があるとすれば、10,000 円を独自助成でご請求下さい。)

福祉サービス受給者証をご確認いただくと、お分かりになると思いますが、特記事項欄に「浦安市の自己負担上限月額 は 0 円です。」

「浦安市の自己負担上限月額 は 18,600 円です。

「*****」(国基準で 9,300 円または 4,600 円の方の意味)

のどれかの記載があるかと思えます。

その意味は、例えば国基準では 37,200 円の負担があるが、事業者様をご利用者様に請求するのは特記事項欄に記載されている金額の 18,600 円もしくは 0 円までとし、半額もしくは全額を「浦安市介護給付費等請求書(浦安市助成分)」にて本市にご請求いただきます。

「*****」のマークは特に事業者様には影響ありませんので無視してください。

浦安市独自助成の考え方としては、最高でもその月のご利用負担が 18,600 円を超えることのないように負担軽減をしております。請求書に関しては、ある利用者様がサービスをご利用になった時だけに特記事項欄にある金額の処理をしていただきたいと思います。

なお、千葉県国民健康保険団体連合会における電子請求においては、本市の独自助成制度と関係ございませんので、**本制度の請求額で千葉県国民健康保険団体連合会に電子請求されないようご注意ください。**ただし、**過誤調整があった場合は、浦安市独自助成分の請求の差替や返納が必要となります。**

大変複雑な制度でございますが、ご理解ご協力いただきますと大変助かります。記入例やその他ご不明な点等ございましたら、またお問い合わせください。よろしくお願いいたします。

以上

【問い合わせ】

〒279-8501

浦安市猫実 1-1-1 (3階)

浦安市健康福祉部障がい福祉課

電話 047-351-1111 (代表)

047-712-6393- (直通)

E-Mail syougaifukushi@city.urayasu.lg.jp